

国官運安第166号
国水防第1552号
令和7年3月12日

都道府県知事 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴職におかれては、融雪出水期における防災対策については日頃から尽力されているところですが、今般、「融雪出水期における防災態勢の強化について」（令和7年3月7日付け中防災第6号）（以下「中央防災会議会長通知」という。）が中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知されたところです。

本格的な融雪出水期を迎えるにあたり、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、中央防災会議会長通知及び下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図るようお願いします。

加えて、寒候期における気温の上昇や降雨に伴う融雪にも十分留意されたい。

さらに、能登地域では地震や豪雨により、地盤が緩んでおり、土砂災害が発生しやすいと考えられるため、その点ご留意いただきたい。

また、これらの施策の実施に当たっては、高齢者等の要配慮者やこれら関連施設に十分配慮されたい。

併せて、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会等を活用するなど、関係機関と連携し、減災・防災に係る取組を積極的に進めるとともに、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び貴管内市町村（政令指定都市を除く。）等関係機関に対しても、この趣旨を周知徹底されるようお願いします。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

積雪状況、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。平年よりも積雪が多かった地域をはじめとして、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達するとともに、国民目線でわかりやすい情報発信により、注意喚起すること。特に、河川の氾濫のおそれのある場合は、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」（平成29年2月）を参考に、必要に応じて、直接、市町村長に対する情報提供に努め、土砂災害については、前兆現象が発生する場合もあるため、そのことについて住民への周知に努めること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。

2. 警戒避難体制の強化

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難指示等について助言を求めらるゝことができるとされていることから、この旨、市町村に対し周知するとともに、助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

また、都道府県及び関係機関により作成されている水害対応タイムラインを活用するなど、実効性の確保に努めること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

平年よりも積雪が多かった地域をはじめとして、雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等について、改めて関係機関と適切に共有すること。また、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施するとともに、河川、道路等所管施設や関連施設の管理の強化に努めること。

なお、河川等で工事を実施する場合においては、洪水の流下に影響を及ぼすおそれのあるものや工事従事者の安全確保等について十分に留意すること。

4. 再度災害の防止及び防災体制の充実

気象・防災情報の収集・伝達及び所管施設や関連施設（要配慮者利用施設を含む）の管理者・関連事業者等との間の情報連絡体制の整備並びに水防体制及び警戒避難体制の整備の推進についても留意し、再度災害の防止及び防災体制の充実について遺漏のないよう対処すること。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

また、雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報や対応状況を速やかに関係機関で共有するとともに、国、市町村及び関係団体等とも連携して対応すること。

さらに、災害の発生に備え、国土交通省においては TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）・災害対策用資機材等による支援を行う体制を構築しているため、これらの活用等災害対応時の地方整備局等との連携体制についても準備・検討すること。

6. 関係機関による連携体制の確保

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害を踏まえ、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」を再構築する取組として、各地域において、水防法に基づく国、都道府県、市町村等からなる大規模氾濫減災協議会を設置し、減災・防災対策の取組が進められている。上記 1 から 5 の取組を進めるにあたり、協議会の枠組みを十分活用し、関係機関連携のもと融雪出水に対する減災・防災対策に万全を期すこと。

また、当該協議会が設置されていない地域においても、関係機関による事前の情報共有と連絡体制確保のもと、関係機関で十分連携して取組を進めること。

7. 当面続く降積雪期に関する改めての留意事項

今後もしばらく降積雪期が続くことから、雪下ろし等除雪作業や屋根からの落雪に伴う事故の防止に向けて、改めて関係機関と連携しつつ住民に対し安全対策の徹底についての普及啓発・注意喚起の取組を推進すること。

その際、国土交通省及び内閣府（防災担当）のウェブサイトには、「雪下ろし安全 10 箇条」等除雪作業中の事故防止対策のための啓発資料を掲載しているため、必要に応じ活用すること。

[国土交通省ウェブサイト]

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000139.html

[内閣府（防災担当）ウェブサイト]

<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>